審査基準整理票

処	分	名	大津市老人福祉センター利用証の交付	
根排	拠 法 令	名	大津市老人福祉センター条例 (昭和55年条例第20号)	(条項)第6条第1項
基差	準 法 令	名	大津市老人福祉センター条例 (昭和55年条例第20号)	(条項) 第5条第1項 第7条
所	所 管 部 署 指定管理者:社会福祉法人大津市社会福祉事業団 所管:健康保険部 長寿施設課			
標準	≛ 処 理 斯	間	1 日 法定処理期間	— □
【審査基準】 ・文書の名称【 」 ・掲載図書等【 】				

・内容 ■全部記載 □一部・項目のみ記載

[大津市老人福祉センター利用証の交付に係る審査基準]

大津市老人福祉センター利用証の交付に係る審査基準は、市内に居住する60歳以上の者 で、大津市老人福祉センター条例第7条各号に掲げる使用制限事由に該当しない者であること を基準とし、同条第3号に規定する「その他センターの管理上支障があると認められるとき」 とは、大津市老人福祉センターの管理運営に関する規則第6条各号に定める事項を遵守しない おそれがあるときとする。

参考

「根拠法令・基準法令]

大津市老人福祉センター条例

(使用の資格)

第5条 センターを使用することができる者は、市内に居住する60歳以上の者とする。ただし、市長が必要と認める者については、この限りではない。

2 略

(使用の手続)

第6条 市内に居住する60歳以上の者は、前条第1項本文の規定によりセンターを使用しようとするときは、第10条の規定に基づきセンターの管理を行う者(以下「指定管理者」という。)に申請し、利用証の交付を受けなければならない。

2~3 略

(使用の制限)

- 第7条 指定管理者は、センターを使用する者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、センターの使用を制限することができる。
 - (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
 - (2) 営利を図る目的で使用するおそれがあるとき。
 - (3) その他センターの管理上支障があると認められるとき。

大津市老人福祉センター管理運営に関する規則

(使用上の遵守事項)

- 第6条 センターを使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 許可を受けないで、印刷物、ポスター等を配布し、又は掲示しないこと。
 - (2) 所定の場所以外で飲食し、又は火気を使用しないこと。
 - (3) 使用場所の整理、原状回復等を行う場合は、職員の指示に従うこと。
 - (4) その他センターの管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の 縦覧をもって代えることができる。